

# 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお悩みの皆さまへ

## 一時的な資金の貸付けに関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響によって失業したり、仕事が減ったことで収入が減少し、日常生活の維持が困難な方に、生活の立て直しのための特例貸付を実施しています。

※償還時において、厚生労働省が示す免除要件に該当される方は、償還免除の特例があります。

## 貸付けの申請受付について

新型コロナウイルス感染防止のため、特例貸付の受付は、原則郵送での申請をお願いしています。

普通郵便での送付も可能ですが、個人情報等の書類を同封されるため、「書留郵便」での送付をお勧めいたします。

普通郵便で送付された際に郵便事故が発生した場合、当会では責任が一切とれませんのでご了承ください。

### ■ 申込先(郵送先)

熊本市社会福祉協議会 総合相談センター

〒860-0004

熊本市中央区新町 2 丁目 4 番 27 号



詳しくは熊本市社会福祉協議会専用ダイヤルまで

**096 - 324 - 5511**

月～金 10:00～16:00(祝日除く)

## 一時的な資金の緊急貸付について

特例貸付には【**緊急小口資金**】と【**総合支援資金**】があります。

※どちらも受付期間は令和4年9月末までです

※緊急小口資金と総合支援資金の同時申請はできません

### 主に休業された方向け（緊急小口資金）

#### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※熊本市に住民票のある方

#### ■貸付上限額

20万円以内

#### ■据置期間

1年以内

※令和5年12月末までは償還据置期間です

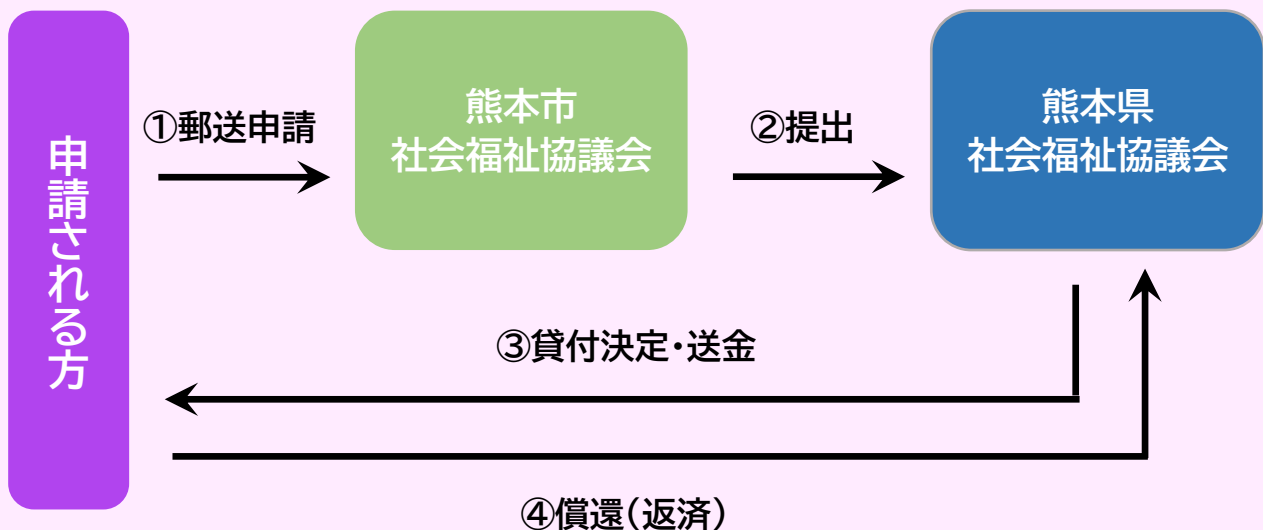
#### ■償還期限

2年以内

#### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

### 貸付手続きの流れ（緊急小口資金）



## 主に失業された方向け(総合支援資金)

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、生活の維持が困難となっている世帯

※熊本市に住民票のある方

### ■貸付上限額

- ・(2人以上) 月20万円以内
  - ・(単身) 月15万円以内
- 貸付期間:原則3月以内

※返済開始までに

自立相談支援機関の支援を受けることへの同意が必要です

### ■据置期間

1年以内

※令和5年12月末までは  
償還据置期間です

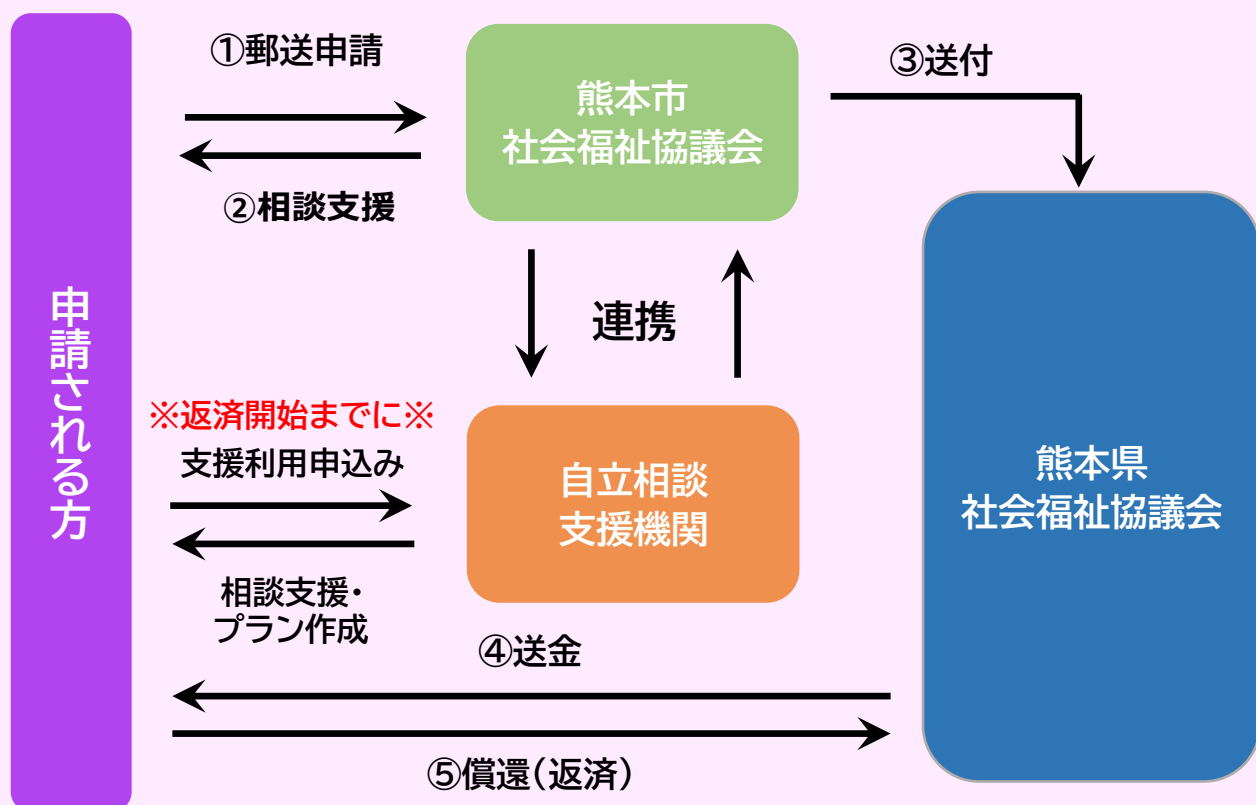
### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

## 貸付手続きの流れ(総合支援資金)



## 借入れ申込み時に必要なもの（共通）

### ■ 申込みに必要な書類

- (1) 「借入申込書」、「借用書」及び「重要事項説明書」、  
「収入の減少状況に関する申立書」（各様式）
- (2) 状況確認シート（総合支援資金のみ）  
※生活自立支援センターへ提出いただくもの  
※(1)(2)は熊本市社会福祉協議会のホームページで  
ダウンロードするか、各区事務所の窓口から入手できます。

### ■ その他の添付書類

- (1) 世帯全員分の住民票（「世帯全員」及び「続柄記載」**発行3か月以内**）
- (2) 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）  
**※外国籍の方は在留カードの写しが必要です**
- (3) 申込者の預金通帳かキャッシュカードの写し  
**※金融機関・支店・口座名義・口座番号がわかるもの**

↓ 書類ダウンロードアドレス ↓

<https://www.kumamoto-city-csw.or.jp/news/covid19/>

## 貸付金の交付方法

熊本県社会福祉協議会での審査を得て貸付が決定された方は、  
申込時に**申請された金融機関口座宛に貸付金の振込みがあります**

## 借入れの申込方法

熊本市社会福祉協議会宛に**郵送**するか、**申請ボックスへ投函**ください

※申請ボックスは**熊本市社会福祉協議会の1階**にあります

〒860-0004

熊本市中央区新町2丁目4番27号 熊本市社会福祉協議会